

資料【国際シンポジウム 報告集Ⅰ】

南太平洋諸国の今日的諸問題 (二)

——法・政治・社会的側面からの分析——

ミクロネシア連邦における

司法制度の設立

エドワード・C・キング

田邊 誠(訳)

〔著者紹介〕 Edward C. King: ミクロネシア連邦最高裁判所長官

〔訳者註〕

本稿は、一九九〇年八月二六日と二七日の両日、広島大学法学部の主催で広島国際会議場において開催された、「南太平洋諸国の今日的諸問題」と題する国際シンポジウムにおける報告原稿の翻訳である。著者は、米国人弁護士であるが、一九七〇年代中頃からミクロネシアで弁護士活動を行い、ミクロネシア連邦最高裁判所の発足とともに長官の地位に就き、今日に至っている。

外国籍の最高裁判所長官という著者の立場は、それ自体が非常に興味深い。本稿からは、外国の法制度、とりわけ司法制度の創設の中心となつて活動している著者の苦勞を十分に読みとることができよう。また、われわれの立場からは、創設以来一〇〇年を迎えるわが国の司法制

度の創設期における、いわゆる「お雇外国人」の置かれた状況との比較や、現行憲法の性格または憲法改正に関する議論の中での「押しつけ憲法」論との関係で、本稿で展開されている議論には考えさせられることが多くあるように思われる。さらに、外国法の継受一般の問題としても、本稿が示すように、ミクロネシア連邦の置かれた状況は大変に興味深い。

ミクロネシア連邦の憲法は一九七九年五月一〇日に施行され、連邦裁判所制度が一九八一年五月八日に発足した時点で、連邦の新政府もまた本格的な活動を始めた。一九九〇年七月一六日には、憲法の改正の要否を審議するための憲法会議がボンペイで開かれた。司法制度の始まりを振り返るには、今こそ適切な時期であると思われる。

ミクロネシア連邦における司法制度の設立という一般的な表題の下に考察される司法の活動には、基本的に二つの種類のものがある。

もっとも明白なカテゴリーは、司法行政ないしは逸話的な (anecdotal) カテゴリーである。司法の施設の発展、諸機能の確認及びスタッフの選考・トレーニング、法的研究・調査制度及び裁判所での活動を許される者を決定するための方法、象徴及び特殊な活動様式 of 選択によるアイデンティティまたは裁判所イメージの確立の努力、裁判官セミナー計画の開始、判決宣告の改革、代替的紛争解決方式の促進、ミクロネシア連邦内の新しい州裁判所と連邦司法制度の関係などがここに含まれる。以

下のような事項に関する司法の努力も議論の対象にすることができる。(1)制度の移行、とくにミクロネシア連邦の新しい裁判所とこれと入れ替わりに廃止される信託統治地域の裁判所制度との衝突。(2)司法の独立。これらの問題については、ミクロネシア連邦の司法制度がその設立過程における努力の中できちんと創造的に取り組んできたが、司法の指導権がミクロネシア人に完全に移るまでは、司法制度も完全に「確立した」とはいえないということにならう。

これらの問題は重要かつ魅力的である。しかし、これらを論じることは、このレポートの目的ではない。ミクロネシア連邦の司法の組織及び運営における努力については、ハワイ大学のロー・レビューその他ですでに多く触れられている。また、司法の設立のこのような側面に関心のある者には、註の参考文献(本稿では省略)が役立つであらう。

私がここで注目したいのは司法の発展、法制度のもうひとつの側面である。司法が抛って立つ法源及び判断形成の形式・方法が基本的かつ深遠な問題である。これらをどう考えるかによって、司法の性格が決まり、おそらくは国家の運命さえも決まることになる。このような領域において、我々はこれまで改革に特に慎重で保守的でさえあった。ミクロネシア連邦の国民に、連邦国家の方向を決定し、その決定の実現を見届け、これに必要な調整を加える機会を保障する試みは、連邦の行政府及び立法府など政治的諸部門を通じて、また、より身近な州裁判

所を含む州を通じてなされてきた。

このレポートの基礎となったのは、一九八一年に裁判所が公表した公式の注釈、及び、特に連邦憲法を中心に我々が行った法源に関する議論である。

I 概観

司法に関する手続諸規定を起草し、制定する仕事を始めるにあたって、私の唯一の司法部における同僚であるリチャード・H・ベンソン(Richard H. Benson)判事と私は、ミクロネシア全域を回り、司法のルール及び役割に関する議論を行うためのヒアリングを実施した。我々はまた、書面による意見聴取を行い、意見を受け取った。

一九八一年にルールを制定するに際して、我々は自らの考え方を詳細に説明した。ここに再録した説明の一部は、九年間の年月を経た今も、極めて正確な概念を与えてくれる。

自由に関して提案されたルールは、合衆国及びその他のコモン・ローの国々において実践されている対席弁論主義という技術的な制度に不当に傾倒しているとの意見がある。

かかる制度は多くのミクロネシア人を混乱に陥れるだけだといわれる。西欧の法制度において採用されている、ステップ・バイ・ステップの論理的制度及び因果関係の分析は、ミクロネシア人の「全体論的(Wholistic)状況関係的」思考形式とは基本的に矛盾し、連邦最高裁自体及びそこで採用された法

制度はミクロネシアの文化を破壊するであろう。その結果、ミクロネシア人は裁判制度に参加することを避けることになる。そして、国家の第三の部門である裁判制度は弱体化し、裁判制度及び司法部門が強力であり続けようとするれば、紛争解決手段を「非ミクロネシア化」し、ミクロネシアの文化を弱体化することになろう。

この見解は、関連性はあるが、本来は区別して考察されるべき、異なった二つの批判を一緒にしている。そのひとつは、連邦最高裁が伝統的な意思決定のシステムを破壊するという批判である。もうひとつは、連邦最高裁による対席弁論主義の採用は、その独特の形式ゆえに混乱をもたらし、ミクロネシア人にとって無意味な制度であるから、裁判所の本来処理すべき紛争に限ってみても不適切な選択であるという批判である。ここで我々は、これらの批判を区別して考えてみる。

最初の批判で問題にされている危険性は、ミクロネシア連邦にとって実に重要である。ミクロネシアの文化の中に伝統的に存在するものと相反する、あるいは、異なる、意思決定の制度を設けることが、ミクロネシアの慣習と伝統の破壊の可能性をいっそう促進するであろうことは明らかである。

他方、この可能性を重視しすぎる結果、伝統的な意思決定の方式及び形式からの本質的な逸脱は、有害かつ無用であると結論づけることにもまた同様に大きな危険性がある。上述

の批判は、ミクロネシアの慣習のあり方及びその意思決定の方式の現状を単純化しすぎていて、ミクロネシアの歴史についての適切な考察を怠り、現にミクロネシアの国民によって設立されつつある連邦最高裁の役割に注意を払わず、これを重視していない。

ミクロネシアは、外部の人間によって意思決定が行われた長い歴史をもっている。百年以上の間、ミクロネシアでは、スペインに始まって、ドイツ、日本、最後に合衆国と様々な植民者が主要な役割を演じてきた。これら外部の大国が政府をつくって統治してきた。そして、小集団の内部での生活上の取り決めに関して伝統的な指導者たちの統治の下にある、特定の村落・自治体その他の小集団の中で生活する人々に対抗して、これらの国々は、特定の島またはより広い地域に居住する、すべてのミクロネシア人に影響を及ぼす主要な政府の決定のほとんどを行ってきた。ミクロネシアにおいては様々な階層で意思決定者が存在してきた。各階層においては、その階層に特有の性格を持つ決定がなされ、それぞれの決定は個別のグループに影響力を及ぼしてきた。もっとも、単一の決定が複数のグループに影響を及ぼすこともしばしばあった。伝統的なミクロネシアの指導者たちは何百年もの間、伝統的な社会において、その下にある人々に影響を及ぼす決定を行ってきた。それと同時に、彼らは、異なる種類の問題に関しては他の者が決定を行うことを黙認してきた。

それゆえ、伝統的な指導者たちは、他の意思決定の組織と並ぶものとして自らのルールを維持してきたのであり、現在、ミクロネシア連邦の新政府またはこの連邦最高裁の権限とされているような意思決定については、彼らはこれまで支配的な役割を果たしてきたわけではなかった。

ミクロネシア連邦最高裁の役割は、連邦憲法によってかなり適切に定義されている。この裁判所の主たる任務は、ミクロネシア連邦憲法の内容を実施に移すことにある。そのためには、連邦最高裁は憲法に具体的に示された個人の諸権利を政府による侵害から守らなければならない。連邦最高裁の決定は、連邦並びに州、及び、それらの様々な部門を助けて、自らの役割及びそれぞれの関係を明らかにするものでなければならない。また、連邦最高裁は、州籍を異にする人々の間の紛争について裁判権を有する。

これらは、すべて、過去何百年にもわたってミクロネシアでは、伝統的な指導者たち及び慣習的な意思決定がほとんど放置してきた領域である。連邦司法に期待されているのは、新たな役割を担い、他の国々と相互の尊重を基礎とする協力関係を創り上げようとするミクロネシア連邦を、連邦の他の部門と歩調を合わせて助けることである。これは高度に洗練された判断を要求される仕事であり、慣習的な意思決定主体によっては行われて来なかった、あるいは、これには不向きな仕事であった。

慣習的な意思決定が依然として有効に機能している領域では、それらの判断権の範囲内にある問題が連邦最高裁に持ち込まれる可能性はほとんどないということに注意すべきである。たとえば、離島のほとんどは、その中の紛争をみずから解決しており、連邦最高裁に助力が求められることは極めてまれである。

第二の問題点もまたやっかいであるが、基本的な方向転換をもたらすものではない。連邦最高裁の使命を果たすためのシステムとしては、対席弁論主義以上に適切なシステムを見つけることはできない。そのうえ、ミクロネシアの人々は、連邦最高裁の司法活動にとつての好ましい方式として、対席弁論主義をみずから選択した。

最初に、確認しておくべきことは、我々は、ミクロネシア人その他の集団の人々の思考過程は独特で、どのような体系であれ法的思考を理解または実践する能力がないという観念の前で、すくんでしまっているということである。ミクロネシア人の思考過程は独特で、所与のシステムを使いこなすことはできないと考えるのではなく、むしろ、あらゆる選択が可能であり、それらの選択肢の中からミクロネシア人にもっとも適合するシステムを選択すべきであるという考え方を提案点とすべきである。

すなわち、ミクロネシア人は対席弁論主義、職権主義、和解・調停を強調するシステム、「人民裁判」のシステム、ある

いは、その他のシステムなど、いずれを選択することもできるし、どのシステムでも動かす能力がある。もつとも、選択されたシステムが、ミクロネシアでも、他の地域におけるとまったく同様の働きをするというわけではない。どのようなシステムを採用するとしても、システムは必然的に、それが働く状況によって特徴づけられ、その状況に適應する。しかし、ミクロネシア人は、どのような基本モデルでもそれを選択し、知的に利用する能力をもっているのであって、避けることのできない運命とか絶望といったものはないと、我々は主張したい。

我々は、ある種の選択肢がミクロネシア人の限界を越えるとして排除する、慈悲深い監督者の役割が、みずからの役割であるとは考えてはいない。むしろ、我々の役割は、ミクロネシア人の示す方向を認識し、それに従って、ミクロネシア連邦に当該システムを採用し、適應させるに際して、最適の判断を示すことにある。

ミクロネシア連邦の人々及びその指導者たちの動きは、対席弁論主義に対する嫌悪を示してはいない。それどころか、連邦の設立に際して採られた措置は、対席弁論主義の採用について一般的な合意が存在することを強く示唆している。

ミクロネシア連邦憲法は、国家の三つの部門及びそれらの部門の間における権力の分配を規定している（第九条・第一〇条・第二一条）。憲法はまた、合衆国のそれに類似する、一種

の連邦主義を規定している（第二条・第七条・第八条・第三一条）。これらの諸規定は、西欧の政治・法律概念の排斥ではなく、受容を示している。

より明らかなのは、連邦司法に関する第九条が、「トライアル」「証拠」「上訴」「記録裁判所」その他、連邦最高裁が対席弁論主義システムを採用することを期待されているとの基本的前提を窺わせる用語を使っていることである。

連邦憲法第四条は、「権利の宣言」を明らかにして、政府の行為に対する一連の保護を確認している。これらの大部分は、合衆国憲法の権利章典に由来する。合衆国において、これら諸権利が、対席弁論主義のシステムを通じて実現されていることからすれば、ミクロネシア連邦憲法がこれら諸権利を認めたとすることは、対席弁論主義のシステム導入の方向を示しているということが出来る。事実、第四条に明記された権利のうちのいくつかは、その実現のためには、対席弁論主義のシステムを必要とするであろう。たとえば、適正手続の権利は、一般に、ある種の口頭弁論手続といったものを前提にしていると考えられる。すなわち、両当事者に証拠提出と相手方に対する反対尋問の機会を保障したうえで、中立の判断者が適用可能な法原則と口頭弁論に提出された証拠に基づいて判決をするという手続である。これは、対席弁論主義のシステムの働きにはかならない。

我々はまた、ミクロネシア連邦の最高裁判所判事に任命さ

れた者が受けた法学教育及びその法的経験が、これまで対席弁論主義のシステムを中心としたものであったことに注意すべきである。連邦最高裁の裁判官は、大統領によって指名され、議会によって承認された。対席弁論主義のシステムに浸りきった二人の裁判官を任命したという事実は、対席弁論主義のシステムを採用するというマイクロネシアの指導者たちの意思の表現である。

この問題を考えるにあたって忘れてはならないことは、連邦最高裁がその使命を果たすに際して、対席弁論主義を採用しても、それ以外のシステムを採用した場合に比べて、より大きな混乱がマイクロネシア人の間に生じることではないであろうということである。信託統治領の最高裁判所及び地方裁判所が約三〇年以上もの間この方式を採用してきた以上、対席弁論主義のシステムがマイクロネシアにとって馴染みのない概念であるとはいえない。最後に、大事なことは、地方裁判所の裁判官・法廷弁護士及び何人かの若い弁護士たちといった、一定の範囲のマイクロネシア人たちは、対席弁論主義の方法に馴染んでおり、これを巧みに運用してきたという事実である。また、若いマイクロネシア人の中には、合衆国その他のロー・スクールに在学中の者もいる。これらの者もまた、対席弁論主義の方法を学習中である。

したがって、連邦最高裁は対席弁論主義を採用すべきであるというのが我々の結論であるが、連邦最高裁及びその中で

実務を行う者たちは、マイクロネシア人の価値観・慣習及び伝統が、連邦最高裁の活動によって守られ、このシステムを採用したことによって、マイクロネシア人の価値観・慣習及び伝統が必要以上に崩壊したり、排除されたりすることがないような方法を、つねに模索しなければならない。可能な方法のいくつかをここに述べておこう。

刑事事件においては、連邦最高裁は重罪についてのみ裁判権を持つが、裁判所は、警察及び検察が伝統的な紛争解決方法を探索することができるように、適切な措置を採ることにならう。然るべき状況においては、犯罪者を投獄するのではなく、伝統的な指導者及び共同体の監督の下に釈放するような方策が考えられるべきである。これは、犯罪者をその属する社会から遠ざけるのではなく、過去の犯罪の罪滅ぼしをすることを通じて、犯罪者が社会に貢献することを許すことにつながる。

連邦最高裁は慣習的な意思決定の構造及び方法を維持し、これを必要以上に排除しないという義務を負っているが、我々がマイクロネシア人に対して負う義務はそれにとどまらないということに注意すべきである。我々には、マイクロネシア人の意思決定の能力をさらに拡大することも求められている。我々は、この責任を真剣にかつある種の意気込みをもって認識している。書記官・事務官・秘書官・法廷弁護士及び法律を学ぶ学生たちの研修の促進及び援助を通じて、また、

ロー・クラーク (Law clerk) となったミクロネシア人の若いロースクール卒業生たちとともに仕事をすることによって、連邦最高裁は、裁判制度に、より多くのミクロネシア人たちが関与するように努めている。

裁判所における弁論が一般大衆によって理解できるように、裁判手続規則の完全な翻訳も完備しなければならない。州裁判所は、広範な一般的裁判権を有し、同一の州内の住民間の紛争の解決については、もっぱら責任を持つことになる。したがって、州裁判所は、伝統的な意思決定の構造を利用し、これに基づいて裁判をする機会が、連邦裁判所に比べて、多くなるであろう。連邦最高裁は、その憲法上及び法令上の使命を遂行するために、州裁判所にかかる努力を支え、かつ、これと協調していくことになる。

II 連邦憲法

ミクロネシア連邦の住民の意思が表現されている主たる文書は、連邦憲法である。法制度を發展させようとする我々の努力の中核にあったのは、国家の基本的文書としての連邦憲法への司法の関与であった。

憲法が最も重要な文書であるということは、ある人々にとっては自明の前提かもしれない。憲法をどう解釈すべきかを、国の最高裁が問題にすることは、多くのの人にとっては、少し奇妙に思えるかもしれない。

確かに、連邦憲法それ自体が、当該文書を尊重すべきであるという前提を支持している。その前文は、憲法を、統一的自治の要であるとしている。

われわれ、ミクロネシアの国民は、固有の主権を行使し、ここにミクロネシア憲法を制定する。

この憲法によって、我々は、平和と協調のうちに共存し、過去から受け継いできたものを保持し、かつ、将来の可能性を保護しようとする、われわれ共通の願望を確認する(略)。

これまで他の諸国家の保護を受けてきた我々は、この憲法により、現在及び永遠に、我々自身の島嶼の誇り高き保護者となる。

最高法規条項は、この点を明らかにしている。

「この憲法は、国民主権の表現であり、ミクロネシア連邦の最高法規である。」(ミクロネシア連邦憲法第二条前段) しかしながら、この「主権の表現」という見方は、この憲法に対する唯一の見方ではない。

A 「植民地支配者の文書」という批判

この憲法は、本質的に植民地支配者の文書であり、一九七五年のミクロネシア憲法会議の代表者に押しつけられた「西欧的」または「外国的」な思想であふれていると主張する者がある。この見解を最もしばしば主張してきたのは、外国からの移住者であった。不幸にも、その多くは弁護士であり、国のアドバイザーとなつて人々であった。

この植民地支配者の文書という見方は、最近では、アメリカの法律雑誌に新たに発表された論文の中で主張されている。この論文が強調しているのは、「ミクロネシア憲法は、外国人（アメリカ人）によって外国語（英語）で、他の憲法（合衆国憲法）を模倣して起草された」ということである。この論文は、このような「現実」があるがゆえに、この憲法は「あまり厳格に解釈すべきではなく」、単なる「手引書」とみるべきであると主張する。「すべての決定が通常は」この憲法に「矛盾してはならない」ということを認めるとしても、ミクロネシア連邦においては、裁判官の主たる目的は憲法の文言に従うよりは、むしろ正義を行うことにあるべきであると、この著者は主張する（B. Tamaha, A Proposal for the Development of a System of Indigenous Jurisprudence in the Federated States of Micronesia, 13 *Hasting Int'l & Comp. L. Rev.* 71, 109 (1989)）。

我々が、「厳格な解釈」を主張し、ミクロネシア連邦憲法に単なる「手引書」といった役割を与えることに反対する理由はいくつかある。

まず、植民地支配者の文書という見方を主張する人々は、おそらく悪意はないのであろうが、常に、ミクロネシア人の価値観に対する配慮を理由にする。彼らは、連邦憲法がこれらについて、適切に考慮せず、十分な保護を与えていないと感じているのである。しかし、彼らの立場は、本質的には、ミクロネシア連邦の国民から、みずからの進路を決める能力を奪ってしま

うパターナリスティックな立場である。

ミクロネシア連邦の憲法は、合衆国政府の布告のみによって出来あがったものではない。この文書は、みずからの基本的な価値観と統治機構を明らかにしようとする、ミクロネシアの人々、及び、彼らの最良の指導者たちの広範な努力の賜物である。ミクロネシアの議会は、一九七四年に公法第五一六〇号を施行した。これに基づいて、一九七四年六月四日、憲法会議に出席する代議員が、太平洋信託統治諸島から、その選挙民によって選出された（N. Melier, *Constitutionalism in Micronesia* 108-19 (1985) 参照（以下、Melierとして引用））。

ミクロネシア憲法会議は、一九七五年七月二日に北マリアナ諸島のサイパンにあるホワイト・サンズ・ホテル（the White Sands Hotel）で開催された。それから、一九七五年一月八日に会議で憲法草案が採択されるまで、数多くの会議・決定・報告・議事が行われた。今では、一〇〇頁を越える二分冊のミクロネシア憲法会議事録が出来あがっている。

一九七八年七月二日に国民投票が行われて、アメリカ合衆国との政治的連合の中で北マリアナ諸島コモンウェルスを設立する盟約（United States Pub. L. No. 94-241, 90 Stat. 263 (1976)）にすでに同意していた北マリアナ諸島を除いて、信託統治領全域の住民が参加した。パラウ（Palau）（反対五五％、賛成四五％）とマーシャル諸島（反対六二％、賛成三八％）の人々はこの憲法に反対したが、現在ミクロネシア連邦の諸州に含まれる地域の人々

は賛成した。賛成率が最も高かったのは、ヤップ (Yap) とポンペイ (Pohnpei) で、各々九五・七五%が賛成投票をした。七〇%のチュウーク (Chuuk) と六一%のコスラエ (Kosrae) がこれに次ぐ (A. Burdick, 'The Constitution of the Federated States of Micronesia', 8 U. of Hawaii L. Rev. 419, 429 n. 59 (1986) (以下、Burdick として引用))。

もちろん、手続の中には決して完全とはいえない点もある。第一に、自治の枠組みを決めるに際して、ミクロネシア人に多様な選択肢が与えられていたとはいえない。

権力分立とチェック・アンド・バランスを備え、合意の形成よりも多数決のルールに依存し、政治的平等を強調する、アメリカの国家制度のような、複雑で、かつ、(大部分のミクロネシアとは) 本質的に調和しない国家制度が、ミクロネシアの要求に最も合致するものであるか否かについて、深く考えた者はほとんどない。西欧のすべての民主体制を検討して、別の選択肢がミクロネシアにとって適切であるか否かを考察しようとした者は一層まれであった。三〇年の間、アメリカ以外の政治システムを正しく評価しうるに足る直接的経験を持たなかったため、代議員はアメリカの政治システムとの対比という判断基準のみを持って草案作成の仕事に臨まざるを得なかった (Meller, 35, 36)。

しかし、ミクロネシア人には洗練性がかなり欠如しているということを前提に、ミクロネシア人はみずからの自治形態を選

択することができないと、軽率に判断してはいけない。実際、憲法会議が開催される一九七五年には、ミクロネシア人、特にその指導者たちは、すでに非常に高度に政治的に洗練されていた。

憲法会議の開催の時点で、代議員となったミクロネシアの多くの指導者たちは、すでに、かれこれ一〇年はミクロネシア議会の議員を経験していたからである。その中には、ミクロネシアの将来の政治的立場を考える討議に参加した者もいた。

おまけに、一九六〇年代の合衆国におけるジョン・F・ケネディ (John F. Kennedy) の政権をはじめとして、信託統治領への資金供給がかなりの盛り上がりを見せた結果、ますます多くの大学生が合衆国の大学へ行くようになった (D. Nevin, 'The American Touch in Micronesia', (1977))。これらの学生のうちの多くは、一部に多すぎるとの意見もあるが、政治学を専攻した。いずれにせよ、憲法の採択に向けてミクロネシアの指導者たちとった措置は、真剣なものであった。憲法会議に参加したミクロネシアの指導者たち、及び、国民投票を通じて憲法を承認した国民の努力の賜物を尊重しないことは、彼らの努力をあざ笑うことであり、事実上、ミクロネシア人に選挙権を与えないことであり、みずからの方向付けを自身で決定する権限を彼らから奪うことになる。

批判者たちとの妥協も容易ではない。他の憲法からの借用物であるということを理由に、この憲法の一部を拒絶するという

決断をするならば、我々は、ミクロネシア連邦憲法の前文・最高法規条項（憲法第二條）・裁判手続条項（憲法第一一條第二節）を侮ることにならう。また、それでは、ミクロネシア人が作成した基本的文書（憲法）の中では決して考えられていなかった判断基準を採用することになってしまう。

もちろん、我々は、このうえなく複雑で、おそらくは、不可能な作業に直面することにならう。実際には、ミクロネシア連邦憲法は合衆国憲法の引き写しではない。確かに、ミクロネシア連邦憲法は合衆国憲法をモデルとしている。合衆国憲法と同様に、ミクロネシア連邦憲法も権力を国家の三つの部門の間で分割している。また、ミクロネシア連邦憲法は合衆国の権利章典に倣って、諸権利の宣言を置き、合衆国のそれに類似した連邦主義のシステムを前提にしている。

しかし、ミクロネシア連邦憲法は、多くの重要な点で合衆国の憲法とは異なっている。すなわち、伝統及び伝統的指導者に関する特別の条項があり（第五條）、裁判手続条項は、「裁判所の判決は、この憲法、ミクロネシアの慣習並びに伝統、及び、ミクロネシアの社会的並びに地理的構成に矛盾するものであってはならない。」（第一一條第一節）と述べている。

合衆国の権利章典との違いとしては、死刑を禁止していること（第四條第九節）、武器を所持する権利がないことが挙げられる。権利に関する規定における、ミクロネシア連邦憲法と合衆国憲法とのもうひとつの本質的相違は、ミクロネシア連邦憲法

が外国人（一部が外国人によって所有されている会社を含む）による土地所有を禁止していることである（第二三條第四節）。

権力の分立に関する合衆国モデルには修正が加えられて、ミクロネシア連邦では、議会は一院制とされ（第二三條）、大統領は議員の中から選挙されることになっている（第二〇條第一節）。また、会計検査院も設けることになっている（第二二條第三節）。

合衆国の連邦主義との相違としては、ミクロネシアでは、連邦が重罪に関する立法権を有していること（第九條第二節（b））、「大型の貸付に関して利息制限を設ける」権限がミクロネシア連邦の議会に与えられていること（第九條第二節（i））がある。さらに、州裁判所の裁判に対する上訴をミクロネシア連邦最高裁の上訴部が取り上げることができること（第一一條第七節）、連邦議会が州の司法制度に対する財政的援助に関する貢献を求められていること（第一一條第一〇節）が挙げられる。

司法に関する条項では、その他にもいくつか、合衆国の連邦主義との微妙な相違がある。たとえば、ミクロネシア連邦最高裁は、土地に関する利益が争われる場合を除き、連邦が当事者となる事件に関しては、排他的な裁判権を有する（第一一條第六節（a））。また、連邦法に関する争点については、州裁判所はミクロネシア連邦最高裁の上訴部に移送して、その判決または差戻しを求めなければならないとされている（第一一條第八節）。もっとも、この条項は、ほとんど完全に無視されている。

また、ミクロネシア連邦は、合衆国憲法では言及されていない

い、一定の責任を負わされている。その中には、「教育、医療、リーガル・サービスについての国民の権利」に関する保障を与えるために「合理的かつ必要な、あらゆる措置」をとることが含まれる（第二三条第一節）。連邦議会は、一〇年ごとに、議員定数の再配分を行い（第九条第一〇節）、「憲法の改正または修正のための会議を開催すべきか否か」という問題を国民投票に付することとされている（第二四条第二節）。現在の憲法会議は、もちろん後者の規定に基づいて開催されている。

起草の作業の信頼性を評価するにあたっては、立法者自身は信託統治領その他の合衆国の役人による支配を受けたとは考えがたかったということを理解することも大事である。ミクロネシア連邦憲法の中のある種の条項は、ミクロネシアにおける合衆国または信託統治領の役人の従前の実務に対する反動として制定されている。たとえ、一期間を定めぬ土地の利用に関する合意を禁じ、既存の合意についての再交渉を求めた、連邦憲法第一三条第五節は、期間の定めぬ土地利用を合意することによってミクロネシア人の利益を侵害してきた信託統治領の役人に制裁を与えるために制定されたことが明らかである。

他にも、ミクロネシア連邦憲法は、ミクロネシア連邦と合衆国との国家間の交渉に際してミクロネシア人の権利を主張すべきことを、連邦政府の役人に命じている。第一三条第六節は、「合衆国政府が当事者となっている土地利用に関する合意につ

いて再交渉すべきことを、ミクロネシア連邦政府に求めている。同様に、連邦憲法は、「ミクロネシア連邦政府が明示的に承認した場合を除いて」、「ミクロネシア連邦の管轄区域内での、放射性物質、有毒化学物質、その他有害物質に関する実験、貯蔵、使用、または廃棄」を禁じている（第一三条第二節）。

最後に、ミクロネシア連邦憲法のうちの少なくとも一箇条は合衆国憲法に基礎を置いているが、これについては、ミクロネシア人の新たな政治的地位に関する交渉に際して、合衆国からの要求に対してミクロネシア連邦憲法を守りたいという願望があったという事情も影響している。ミクロネシア連邦憲法の最高法規条項（第二条第一節）は、合衆国との交渉において、ミクロネシア人は生得の権利に関して譲歩しないことを、合衆国に伝えるために、代議員が意図的に規定したものである（参照、SCREP No. 16, II J. of Micro. Con. Con. 784-86, Meier at 8 U. of Haw. L. Rev. 419, 432-33. また、自由連合の盟約についてのミクロネシアの交渉者に対して、ミクロネシア連邦憲法と相容れない、あらゆる盟約への加盟を避けるべきことを指示する、一九七五年一月七日のミクロネシア憲法会議決議第三六号（II J. of Micro. Con. Con. 1011）を参照）。

「植民地支配者の文書」という見方によれば、これらの諸規定は、合衆国憲法と同様に明文で規定されているという理由で軽んじられるのであろうか。それとも、合衆国憲法と相違しているがゆえに、または、合衆国との交渉におけるミクロネシア国

民の権利の主張であるがゆえに、それぞれに相応の尊重を受けるのであろうか。

B 「連邦に属さない者の関与」という批判

連邦憲法の正統性に関しては、全く別の観点からの批判がある。これを強調するのは、外国からの移住者ではなく、現在ポニーで開催されている憲法会議に向けた運動を指導した、ミクロネシア人の少数の指導者たちである。そのうちの何人かは一九七五年の会議に参加しているが、彼らはもちろん「植民地支配者の文書」という見方を侮辱的なものと感じていた。彼らは、連邦憲法が適正な政治過程の正当な産物であり、ミクロネシアの有権的文書であることを、暗黙のうちに認めている。しかし、それが、ミクロネシア連邦の国民によって制定されたもの、あるいは、国民の固有の必要に応じるものであるとは認めない。これらの指導者の見解によれば、パラウ・マーシャル諸島・北マリアナ諸島からの代議員がミクロネシア憲法会議に参加していることが、この憲法にとって拭い難い汚点であるとされる。

憲法の信頼性の評価にとって、連邦に属さない者がミクロネシア憲法会議に関与したということが重要であるとは思われない。もちろん、「植民地支配者の文書」の理論に賛成する外国からの移住者が強調するように、この憲法の起草にはアメリカ人の弁護士が加わっていた。しかし、これら連邦に属さない人々は、憲法会議に喜んで迎えられたのであり、ミクロネシアの指

導者の中で、彼らの参加が憲法の汚点であると指摘する者はほとんどない。

純粹に技術的な見地からすれば、憲法の効力を受ける人々が、当該文書（憲法）を拘束力を持つ基本的文書として受け入れる限りは、憲法全体またはその特定の部分の実際の起草者を確定することに、それほど意味があるとは思われない。ミクロネシア連邦の四つの州の人々は、国民投票における明確な承認の投票によって、みずから対して効力を有する文書として、この憲法を受け入れることを明らかにした。ミクロネシアの指導者たちが、国民投票によって憲法を承認した住民の行動の有効性を否定することは、外国から移住した弁護士が、ミクロネシアの指導者たちが一九七五年の憲法会議で行ったことの有効性を否定するのとほとんど変わらないように思われる。

もちろん、パラウの人々の願いに応えようとする努力がなかったならば、この憲法のいくつかの条項は置かれなかったであろうことは事実である。たとえば、議会の構成及び議員定数の配分、大統領及び副大統領の選挙方法、議会での投票の方式、租税の構造に関する諸規定は、そのような妥協の産物である (Bunker at 429)。しかしながら、憲法のこれらの規定のうちでミクロネシア連邦の国民のためにならない規定があるのか、あるとすれば、どの規定であるかについて、これまで憲法の在り方をみてきた者の中に一致した見方があるとは決していえない。

いずれにせよ、「植民地支配者の文書」という批判についてはすでに述べたと同様、この憲法をどのように解釈すれば、「連邦に属さない者の関与」という批判の指摘する問題が起きるのかが、非常に分かりにくい。Bank of Guam v. Semes, 3 FMS Infrn. 370 (Pon. 1988) の判例を挙げてみよう。この事件では、裁判所は、連邦憲法の裁判権に関する規定(第一条第六節(b))の意味を確定することを求められた。この節の規定が、そこに明記された種類の事件に関する裁判権を、ミクロネシア連邦最高裁の事実審部(Trial Division)に与えていることは明らかであるが、州裁判所が当該事件の裁判権を競合的に有するかどうかについては、あまり明確ではない。偶然にも、ミクロネシア憲法会議のこの条項に関する最終段階の議論の間に、重大な修正がなされた。ここで私は、セメス(Semes)事件における裁判所の意見はかなり長々と引用するが、それは、これが代議員たちの間における相互作用を示す有益な例であり、ミクロネシア憲法会議の一般的な傾向を示しているからである。最高裁は、この条項に関する争点及びその制定の経緯を次のように明らかにしている。

憲法第一一条第六節(b)は、両当事者の州籍が異なる紛争については、ミクロネシア連邦最高裁の事実審部が第一審としての裁判権を競合的に有することを明らかにしている。

この憲法、連邦法、または条約の下で生じた事件、ある州、他の州の市民との間の紛争、異なる州民間の紛争、及び、

州またはその市民と外国、または外国人との間の紛争については、最高裁の事実審部を含め、連邦裁判所は第一審としての裁判権を競合的に有する。(傍点は著者)

ミクロネシア連邦最高裁の事実審部及び将来設けられる可能性のある連邦裁判所が、第一審としての裁判権を競合的に有することについては、第六節(b)から明らかであるが、他の裁判所が「競合的」裁判権を有するとの趣旨であるのかどうかについては、この文言はあまり明確ではない。セメス氏は、第六節(b)は州裁判所に連邦裁判所との競合的裁判権を与えていると主張する。グアム銀行は、第六節(b)の裁判権の競合は、ミクロネシア連邦最高裁と他の連邦裁判所との間だけのものであると主張する。

憲法の文言自体はこの点について明確な解答を示していないが、我々は憲法の制定過程をみることにしよう(FSM v. Tijen, 1 FSM Infrn. 79, 83 (Pon. 1982))。

会議でまさにこの問題が取り上げられたことが、憲法会議の議事録からわかる。会議では二つの委員会が司法に関する重要な提案を提出した。ひとつは、一九七五年一〇月一四日に国家組織に関する委員会が提出したものである(SCREP No. 36, II, J. of Micro. Con. Con. 823)。この委員会は、単一の司法制度を提案し、州籍を異にする当事者間の事件に関し、特別の規定を設ける必要はないとした(Comm. Proposal 24, II, J. of Micro. Con. Con. 918, 924)。

そのすぐあと、一九七五年一月二五日に、もうひとつの提案が提出された。これは、国家機能に関する委員会の提案である (SCREP No. 49, I J. of Micro. Con. Con. 876)。この委員会は、合衆国の連邦・州制度により近い形での、州裁判所と連邦裁判所の分離を提案した (Comm. Proposal 30, II, J. of Micro. Con. Con. 933)。委員会報告は、州籍を異にする当事者間の事件では、連邦の裁判所が州裁判所と競合して裁判権を有するとした (SCREP No. 49, supra at 876)。

そして、二つの委員会は、このような相違を解決するための協議を始めた。一月一三日、両委員会は、国家組織に関する委員会の第二四号報告書についての第一〇号共同修正という形式で、共同報告書を提出した。実際には、これは先に提出された二つの提案の混合物であった (SCREP No. 58, II, J. of Micro. Con. Con. 885)。この報告書には、州籍を異にする当事者間の事件に関する裁判権についての特別な言及はなかった。

「第六節(b)。連邦裁判所、最高裁判所の事実審部、州及び地方自治体の裁判所は、この憲法の下で生じた事件、連邦法・条約に関わる事件、ある州と他の州の市民間、異なる州籍を有する市民間、ある州またはその州の市民と外国または外国人との間の紛争について、第一審としての裁判権を競合的に有する。」(Judiciary Article, 26(b), Comm. Proposal 24 に対する第一〇号修正 J. of Micro. Con. Con. 925, 926)。

この報告は、一九七五年一月四日の全体会議で検討された。修正提案の中心は、代議員のジョンソン・トリビオング (Johnson Toribiong) によって提起されたものであった。彼は、自分の提案は「すべての代議委員にすでに配付された書面の中に記載されている」との指摘から始めた (J. Micro. Con. Con. 492……)。そして、彼は、第六節(b)の修正を述べたが、これが現在の連邦憲法にみられるように最終的に本節の規定となった。具体的には、彼は、「最高裁判所の事実審部」の後に「を含む」を挿入し、これを「連邦裁判所」の語の前に置くこと、「州及び地方自治体の裁判所」の文言を削除すべきことを指摘した。そして、彼は、代議員たちに向かって、「これら修正の結果」、第六節(b)に挙げられた種類の事件については「連邦法に基づいて設けられる連邦裁判所と、最高裁判所の事実審部が競合的に裁判権を有することになる」と説明した。彼はまた、もうひとつの結果として、「州及び地方自治体の裁判所」をかかざる事件の処理から「排除する」ことになると指摘した (Id. at 492)。この修正提案は、即座に採用された。

この修正の結果、憲法第一条第六節(b)によって、連邦裁判所だけに裁判権が与えられることになった。ここで言及されている裁判権の競合は、ミクロネシア連邦最高裁の事実審部と将来設けられる可能性がある他の連邦裁判所との間でのものである。

もちろん、問題は、この重要な修正を提案し、その意味を説明したジョンソン・トリビオングが、パラウ出身であるという点である。この事実から何らかの意味を読みとめることは出来るかもしれないが、少なくとも当該修正に関しては、最高裁は、委員会の報告書及び議論の中で憲法会議の代議員が述べたことについての検討を通じて、立法者の意図を探るといったことをすべきではなく、憲法自体の文言のみを考察の対象とすべきであった。

この立場の批判者の拠って立つ論理は、どうみても薄弱である。ミクロネシア連邦以外の代議員が、ある条項を支持したという事実から、ミクロネシア連邦の代議員がこれに反対したという結論が導かれるわけではない。また、その逆も成り立たない。憲法の中で、ミクロネシア連邦の代議員の多数が反対した文言、または、ミクロネシア連邦以外の代議員の支持だけを理由に採用されたことが明らかでない文言が突き止められたわけでもない。セメス事件で、裁判所は、憲法第一一条第六節(b)に関する重大な修正がミクロネシア連邦以外の代議員から提案されたが、ミクロネシア連邦の指導者はこれを支持し、承認したという事実、特に言及している。

ジョンソン・トリビオングは、信託統治領の地域の中で、最終的にこの憲法を承認せず、ミクロネシア連邦にも加わらなかったパラウの代表者であった。しかし、憲法自体と同様、この修正も、ミクロネシア連邦の特徴を確かに反映して

いる。ミクロネシア連邦の現在の四つのすべての州の代議員は、この修正に関する一九七五年一月四日の議論に参加していた。トリビオング氏を除いて、発言者はすべて、憲法に基づいて国家が形成されて以後、ミクロネシア連邦で主要な役割を果たしている。修正自体に関する投票結果は議事録からは分からないが、修正後の提案に対しては、四五%が賛成をしている。保留が一票あるだけで、反対票はない。

脚注で、裁判所は、第一一条第六節(b)に関する会議の議決にミクロネシアから参加していた者を列挙した。

国家機能に関する委員会の構成員であるトリビオング代議員は、前もって、自分の委員会の議長である(現副大統領)ヒロシ・イスマエル(Hirosi Ismael)と、国家組織に関する委員会の中の司法小委員会の議長である(現チュウク州最高裁長官)ソウキチ・フリッツ(Soukichi Fritz)に相談した(United Micro. Con. Con. 493)。彼らは、この修正が両委員会の合意内容を明らかにしているとして同意した(注)。この情報は、ヤップ出身の会議の総務で、のちにミクロネシア議会の初代の院内総務となったルーク・トゥマン(Luke Tuman)によって明らかにされた。

イスマエル代議員が、修正後の提案を合同委員会に戻すべきかどうかという質問をしたときに、ポンペイの初代の州知事では現在ミクロネシア連邦議会の議員である、ファルカム(Falcam)代議員は、「戻すべき理由が」分からないと答えた。

(最後にはポンペイの副知事になった) ヨマ (Yoma) 代議員は、これに付け加えて、「議事を進めて、これについて投票をすることを提案する。トリビオング代議員の修正案は問題を充分に解決していると思われるので、これについて投票を実施しよう。」と述べた。チュウク州の初代の副知事であるウィリアンダー (Wilder) 代議員がこれに賛成した。そして、憲法会議の議長で、マイクロネシア連邦の初代大統領となったトシオ・ナカヤマ (Tosio Nakayama) は、投票を求めた。

本来ならば連邦憲法に入れられなかった条項が、連邦に属さない者の関与があったために連邦憲法に入れられた可能性が歴史を認めることはできよう。しかし、そのような事実が歴史的に確かめられたとしても、当該条項がマイクロネシア連邦に不利益を及ぼしているという結論が導かれるわけではない。また、「純粹に」マイクロネシア的な条項とそれ以外の条項とを区別すべきであるという考え方を最高裁が受け入れたとしても、「不純な」条項をどう扱うのかが分からない。

そういうわけで、最高裁は、植民地支配者の文書とか、連邦に属さない者の関与といった考え方に影響されることなく、マイクロネシア連邦の国民の主権のあらわれとしての連邦憲法を文盲通りに解釈してきた。

C 憲法の解釈及びその他の法源

最高裁の第一次的な責務が、憲法の内容を確認し、それを実現することにあるとするならば、連邦の司法は、マイクロネシア

の統一的な自治の実現への努力を含め、みずからがマイクロネシア連邦の中で、少なくとも政治的には、連邦、州または地方自治体の何らかの部門に対して影響を与えることが予定されていることを認識しながら、これまで慎重に前進してきたといえる。そして、その際、裁判官の考えた内容がマイクロネシア人にとっての「正義」であるか、あるいは、有利であるかということとはあまり重視されなかった。その解釈方法を検討した以下の結果から分かるように、連邦憲法及び法令に関する連邦最高裁の解釈は、主として、当該文書(憲法・法令)が制定され、または、施行された際に意図されていた意味を確定する努力によって行われてきた。

(1) 連邦憲法

文言が明確で、一義的にのみ解釈できる場合には、裁判所はその解釈を受け入れ、それ以上には進まない。もちろん、マイクロネシア連邦憲法のように、かなり大まかな規定を置いている憲法では、そのようなことは希である。マイクロネシア連邦最高裁が、憲法の文言の「ありのままの意味」に基づいて、結論に達することができた事件はひとつだけである (Ponape Federation of Cooperative Assoc. v. FSM, 2 FSM Intrm. 124 (Pon. 1985))。

文言自体が明確でない場合には、裁判所は憲法制定史を探索することを通して、立法者の意思に関する手がかりを探す。当該条項の意味を説明するために委員会がアメリカの判例を引用しているとか、二つの憲法の文言に同じものがあるとかいうよう

うな、ある種の徴徳は、ミクロネシア連邦憲法の中の文言が、一九七五年の時点で合衆国の憲法の同一の文言に与えられていた意味と同一の意味をもつことを、立法者が期待していたことを示すものであると考えられてきた (Jonas v. FSM, 1 FSM Intrm. 322, 227 n. 1 (App. 1983))。

両者の指標は、権利宣言 (ミクロネシア連邦憲法第四条) のほとんどの条項に当てはまる。それゆえ、最高裁は、ミクロネシア人にとって、その結果が「適切」である限り、これらの文言を一九七五年の時点で合衆国憲法の下で理解されていたと同様に解釈する、と述べた。そのようにして、Alaphonso v. FSM の判決 (1 FSM Intrm. 209 (App. 1982)) で、最高裁は、刑事の有罪判決をするための要件としての「合理的な疑いを越える」という証明の基準を、デュー・プロセスの要件として採用した。

適切性の要件は、解釈者に立法者意思を越える気持ちを起こさせる危険性があるから、慎重に適用しなければならぬ。立法者がみずから採用する文言の意味に関して、合衆国の憲法またはそれに基づいてなされた判決に具体的に依拠する場合には、立法者は、暗黙のうちに、当該規定の適用がミクロネシア人にとって「適切」であると判断をしている。立法者が当該文言を採用する際に、合衆国の考え方に依拠したことが明白な場合に、最高裁が合衆国における解釈をミクロネシアにとって「不適切」であるとするには疑問がある。

すでに言及したように、ミクロネシア憲法の条項の多くは、

合衆国憲法からの借り物ではない。たとえば、ミクロネシア憲法第九条第二節(p)の、重罪に関する条項は、ミクロネシア連邦憲法の起草者によって起草されたことが明らかである。

我々は、この種の条項は、合衆国憲法から導入されたものとはまったく異なるものとみている。

我々は、合衆国の裁判所による合衆国憲法に関する解釈が正しい解釈につながるという前提で、この条項にアプローチすることは許されない。むしろ、このような条項は、合衆国の憲法によって開かれた道とは異なる道を選択するために、立法者が意識的な努力を行ったことを示すものであると考えなければならない。このような場合における解釈的努力は、当該条項の文言に焦点を当てて行わねばならない。文言が不明確な場合には、ミクロネシア憲法会議の議事録や当該条項の制定に至った歴史的背景に照らして、我々の試みの解釈の妥当性を検討することができる (Tammov v. FSM, 2 FSM Intrm. 53 (App. 1985))。

もちろん、ミクロネシア憲法会議において代議員が、合衆国憲法の考え方に意識的に従った、または、従わなかったことを示す証拠がある場合には、合衆国憲法に関する解釈に最大限に依拠することになる。特定の条項が合衆国憲法を睨んで制定されたか否かが、憲法制定過程から明らかでない場合には、合衆国憲法の解釈の重要性は大いに減少する。それゆえに、ミクロネシア連邦司法が司法審査権、すなわち、議会によって施行さ

れた法令を憲法違反を理由に無効とする権限、を有すると結論づけるにあたって、最高裁はマイクロネシア連邦憲法自体の全体の構成を第一に重視したのである (Sultan v. FSM (II), 1 FSM Intrm. 339 (Pon. 1983))。司法審査が、約二〇〇年以上にわたって、アメリカ憲法制度の中核的概念であったという事実は、この結論を側面から支える役割を担ったにすぎない。

さらに、たとえマイクロネシア連邦憲法と合衆国憲法の文言が類似していても、特に理由がある場合には、最高裁は合衆国の判例に従わないことがある。たとえば、憲法のキーワードの中で、マイクロネシア憲法の「事件または紛争」(第一条第六節)という文言と、合衆国憲法の「事件または争訟」(第三条)という文言とは類似しているが、マイクロネシア最高裁は、マイクロネシア憲法の起草・承認の当時、「原告適格」の問題は、合衆国では法的に「特に争いのある領域」であったと指摘した。

この種の問題は、合衆国の裁判所が自らの基礎たる合衆国憲法に対して行った解釈に関する判例に敢格に従うよりも、むしろ独立した分析を必要とする問題である。……重視すべきは我々自身の法的な抛り所である。目標は、憲法の文言に適合し、マイクロネシア連邦内の人々及び諸機関の需要に応えるような原理を展開することである (Aisek v. Foreign Investment Board, 2 FSM Intrm. 95, 99 (Pon. 1985))。

すでに本稿で詳しく引用した、Bank of Guam v. Semes 事件の判決は、マイクロネシア憲法の文言が合衆国憲法のそれに類似

しているにもかかわらず、立法者は同様の解釈を意図していなかったであろうと思われる、もうひとつの具体例である。立法者が異なる意図または考え方をもっていたことが確認できれば、マイクロネシア最高裁は、立法者の意図に従って、合衆国と異なる解釈をとることに躊躇することはない。

もうひとつの例は、Federated States Shipping Co. v. Ponape Transfer and Storage 事件の判決である (3 FSM Intrm. 256 (Pon. 1987))。ここでは、事件の当事者が州籍を異にするか否かという問題に関連して、ある会社の州籍を決定する必要が生じたが、最高裁は、「会社の州籍は、信託統治領時代からしばしば登場した重要な問題で、マイクロネシア連邦憲法起草時には、当該文言の意味はすでに確定していた」と述べた (3 FSM Intrm. at 258-259)。最高裁は、会社の州籍に関するマイクロネシア連邦内での歴史的な意味付けを採用して、「現在のマイクロネシア連邦にとっては重要でない合衆国特有の要因に基づいた」合衆国の考え方を退けた (Id. n. 2)。

(2) 法令

最高裁は、法令についても、本質的には、憲法に関して述べたのと同様の解釈方法を採用してきた。これは、政策決定における連邦議会の優越した役割を保障しようとする意図したものである。

法令を解釈する際の根本的な難しさは、マイクロネシア連邦の法令の大部分が古い信託統治領時代の法令に由来するという事

実から来る。信託統治領下の国家は、中央集権的な単一のシステムであったので、信託統治領時代の法令をミクロネシア連邦の連邦システムに適用することには、時として困難が伴うことがある。連邦憲法の経過規定の条項は、「信託統治領の法令は、この憲法に抵触する場合、あるいは、改正または廃止された場合を除いて、その効力を維持する」としている（第一五条第一節）。最高裁は法令の効力を維持するように試みているが、また、次のようにも述べている。

経過規定の存在は、便利で、好ましく、必要でさえあるが、信託統治時代に制定された法令をこの新しい連邦国家の中で生かして、適用しようとする試みには本質的な困難が伴う。そのひとつは、信託統治領の高等弁務官によって公布された法律の意味を確定する際に、裁判所の助けになるような立法過程がないことである（参照、*Lonno v. Trust Territory*, 1 FSM Intrm. 53, 61-62 (Kos. 1982)）。

もっと厄介なのは、信託統治時代からの効力を維持している法令の中には、「たとえ¹地方行政官(district administrator)のように、現在は存在しない」官吏「あるいは、高等弁務官や信託統治領の高等法院のように、もはや当該法令で与えられていた機能を果たしていない」官吏に言及しているものが多くあることである（*Shizawa v. Pohpei*, 2 FSM Intrm. 67, 73 n. 5 (Pon. 1985)）。効力を維持している法令は、現在でさえ、州の首長が連邦の首長の指示に従って活動するという国

家機構を前提にしている。また、州及び連邦の首長に指示を出すことができる連邦の立法府の存在を前提にしている（*SM v. Oliver*, 3 FSM Intrm. 469, 474-475 (Pon. 1988)）。

経過規定の下では、信託統治時代の旧法令の条項の中のどれを州に適用し、どれを連邦に適用するか判断もまた問題になる。もちろん、ミクロネシア連邦の議会はミクロネシア連邦の法規を改正し、整備する作業を継続しているから、これらの問題は時間の経過とともに多少とも解消されるであろうと思われる。

(3) コモン・ロー（不文慣習法）

最高裁に残された仕事は、連邦憲法または法令によって直接的に規律されていない領域をカバーするための適切な法源を確定することである。ベンソン判事の論文は、慣習及び伝統をどう考えるべきかについて詳しく述べているので、私はこれについては言及しない。

これまでに発展してきたコモン・ローの原理、あるいは、これらの原理を「確定する」ための方法について述べる時間も紙幅もない。ただ、一般的にいえるのは、連邦憲法、法令、あるいは、慣習または伝統によって規律が与えられていない場合には、合衆国またはその他の国のコモン・ローに指針を求めるところに²ある（*Semens v. Continental Air Lines, Inc.*, (1), 2 FSM Intrm. 131 (Pon. 1985)）。しかし、法学の発展という点からみて重要なのは、連邦憲法の下では、これらの法領域は事実上すべて

州の権限に属し、したがって、連邦最高裁は州に指針を求めるということである。

連邦最高裁がその裁判権を行使するにあたって州法の問題を判断する場合には、裁判所は、この領域における州の優越的な役割を認識しなければならない。州の最高裁判所におけると同様に州法を適用することを目標とすべきである。……連邦最高裁が州法を適用して判断すべき個々の事件では、連邦最高裁の判断が終局的な判断である。すなわち、既判力の理論が適用される。しかし、のちの事件において、州の最高裁は、当該州法の争点に関して異なる判断を示すことができる。州の最高裁が、実際に当該州法の争点に関して異なる判断を示した場合には、州裁判所の判断が拘束力をもち、連邦最高裁は以後の事件においては、州裁判所が示した州法のルールを適用すべきことになる (Edwards v. Polunski State, 3 FSM Intrm. 350 (Pon. 1988))。

結 語

わが最高裁は、行政的問題については、自由に、創造的かつ革新的な活動をしてきた。他方、裁判官が外国からの移住者であるということにも原因の一端があると思われるが、法制度を発展させることについては、我々は注意深く、かつ保守的であった。我々は、ミクロネシア連邦を異国風に変えようとするのではなく、我々がこれまで馴染んできた、そして、ミクロネ

シアの人々が選択した形式及び方法を採用した。我々は、連邦憲法の制定及び法令の制定に際してなされた判断を尊重した。ミクロネシア連邦のコモン・ローがないという状況の下で、いわば海図のない大洋において、我々は、必要に応じて裁判権を行使してきたが、その際、我々は、州裁判所を導きの星として進路を決めるという意思を表明してきた。住民及びその中から選ばれた指導者たちの政策的決定を尊重して、これを実施するということが一貫した目標であった。今、ミクロネシア連邦の司法は、一九九〇年の憲法会議の結果を待ち、ミクロネシア連邦の住民の中から選ばれた最初の裁判官が加わることを心待ちにしている。